

京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 要綱第3条に規定する知事が別に定める登録制度は、京都市が制定する「京都「0円ソーラー」事業プランの登録に関する要領」に基づく登録制度とする。

(補助対象事業)

第3条 要綱第4条第4号に規定する知事が別に定めるものは、要綱第3条各号の契約において約定される次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要綱第3条各号の契約において、当該住宅の所有者に補助金相当額の現金が還元されるもの
 - (2) 要綱第3条第1号の契約において、当該住宅の所有者が購入する電力の対価として支払う費用から毎月定額を減額し、その減額の合計が補助金相当額となるもの
 - (3) 要綱第3条第2号の契約において、当該住宅の所有者が当該住宅用太陽光発電システムを賃借する対価として支払う費用から毎月定額を減額し、その減額の合計が補助金相当額となるもの
 - (4) その他知事が適当と認めるもの
- 2 補助金の交付を希望する事業者は、登録する「0円ソーラー」事業プランごとに京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金に係る補助対象事業承認申請書兼誓約書（別記第1号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認申請書兼誓約書の提出があった場合には、その内容を審査の上、当該事業が要綱第4条各号全ての要件を満たすと認めたときは、京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金に係る補助対象事業承認通知書（別記第2号様式）により当該事業者へ通知する。
- 4 前項において承認を受けた補助対象事業について、要綱第4条第2号の要件に係る設置工事予定事業者の変更があった場合には、速やかに京都府住宅用太陽光発電初期投資ゼロ事業促進補助金に係る設置工事予定事業者変更届出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(交付の申請)

第4条 要綱第6条の交付申請書（別記様式）添付書類に加え、申請する補助対象事業の契約1件ごとに経済的負担軽減措置内容説明書（別記第4号様式）を添付しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和3年9月6日から施行する。